

令和元年台風第 19 号にかかる災害の被災者の皆さまへの 預金払い戻し等の対応について

このたびの令和元年台風第 19 号にかかる災害により被害に遭われた皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。

当行では、被災された方を対象に、以下の対応を行いますので、お知らせいたします。

<被災された皆さまへの対応>

1. 預金証書・通帳、届出の印鑑、キャッシュカードを紛失された場合でも、預金者ご本人であることを確認のうえ、お支払いいたします。
2. 定期預金、定期積金等の満期前払い戻しなどについても、お客さまのご事情によりご相談を承ります。
3. 今回の災害により支払期日が経過した手形の取立や、災害時における手形の不渡処分についてご相談を承ります。
4. 汚れた紙幣の引換え手続きをいたします。
5. 国債を紛失された場合にはご相談を承ります。
6. 災害にかかる復旧資金・応急資金への対応や既存借入の返済条件の変更など、各種お借入のご相談は、営業店窓口で賜りますので、ご遠慮なくお申し付けください。

以 上